

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社誠和建設	代表者氏名	吉形 俊夫
主たる営業所の所在地	備前市日生町日生1862番地3		
許可番号	岡山県知事 般-2 第17278号	許可を受けている建設業の種類	土、大、と、石、タ、鋼、筋、舗、しゅ、水、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和3年11月22日	処分を行った者	岡山県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第1項第3号該当）		
処分の内容			
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業の営業の全部			
2 期間			
令和3年12月6日から同月8日までの3日間			
処分の原因となった事実	出入国管理及び難民認定法違反		
有限会社誠和建設及び同社の代表取締役が、同社の業務に関し、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の規定に違反し、令和3年9月29日に岡山簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、同年10月12日にその刑が確定した。			
このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。			
その他参考となる事項	同社の役員に対して、同期間営業の禁止を命じている。		